

事務連絡  
令和4年10月7日

各省庁法令担当官 殿

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」について（協議）

標記について、別添のとおり協議いたしますので、御質問、御意見がございましたら、様式に記入の上、下記の期限までにメールにて下記の共通メールアドレスまで御提出願います（また、メールを送信される場合には、あらかじめ下記連絡先（内閣官房、公正取引委員会又は厚生労働省）まで電話にて御連絡願います。）。

期限までに御連絡がない場合には、御質問・御意見がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

なお、案文につきましては、今後の内閣法制局審査において、変更があり得ることをあらかじめ申し添えます。

「質問用紙」「意見用紙」については、質問・意見1つにつき用紙一枚を使用した上で、貴省庁内にて質問・意見を集約いただき、通し番号を付して、質問用紙・意見用紙とでそれぞれ1つのファイルに統合していただいたものを御提出いただきますようお願ひいたします。

記

【質問及び意見の提出期限】

質問提出期限：令和4年10月12日（水）17時30分

意見提出期限：令和4年10月13日（木）17時30分

【今後の予定】

閣議決定：令和4年10月21日（金）（予定）

【連絡先】

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 : 渡辺、重田

TEL : [REDACTED] (直通：内閣官房)

【連絡先（第三章関係以外）】

公正取引委員会事務総局取引部取引企画課（企画班） : 岡田、高原、伊藤

中小企業庁事業環境部取引課 : 鮫島、全、塚本

TEL : [REDACTED] (直通：公正取引委員会)

【連絡先（第三章関係）】

厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室 : 堀、青木、山口

TEL : [REDACTED] (直通：厚生労働省)

【共通メールアドレス】

※ この協議について閲覧された各省庁の法令協議窓口担当者の方は、お手数ですが、確認のため、上記の共通メールアドレスまでその旨を御送信願います（電話連絡は不要）。